

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 6 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町行政組織条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
（内部組織の設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の組織を設ける。 (1) 総務部 (2) 経済部 （分掌事務） 第2条 内部組織の分掌事務は、次のとおりとする。 1. 総務部 (1) 秘書に関すること。 (2) 議会及び行政一般に関すること。 (3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (4) 公有財産、契約に関すること。 (5) 防災及び消防に関すること。 (6) 防犯、交通安全対策に関すること。 (7) 自治振興に関すること。 (8) 情報化に関すること。 (9) 移住・定住対策に関すること。 (10) 町政の総合計画、調査及び調整に関すること。	（内部組織の設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の組織を設ける。 (1) 総務部 (2) 経済部 (3) <u>洞爺総合支所</u> （分掌事務） 第2条 内部組織の分掌事務は、次のとおりとする。 1. 総務部 (1) 秘書に関すること。 (2) 議会及び行政一般に関すること。 (3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (4) 公有財産、契約に関すること。 (5) 情報管理に関すること。 (6) 総合計画に関すること。 (7) 防災及び消防に関すること。 (8) 広報及び公聴に関すること。 (9) 行財政改革に関すること。 (10) <u>町税に関すること。</u>

(11) <u>財政に関すること。</u> (12) <u>広報及び広聴に関すること。</u> (13) <u>行財政改革に関すること。</u> (14) <u>税に関すること。</u> (15) <u>戸籍、住民基本台帳等に関すること。</u> (16) <u>国民健康保険に関すること。</u> (17) <u>高齢者医療及び医療助成に関すること。</u> (18) <u>社会福祉に関すること。</u> (19) <u>保健及び健康増進に関すること。</u> (20) <u>子育て支援及び児童福祉に関すること。</u> (21) <u>介護保険に関すること。</u> (22) <u>高齢者福祉及び在宅介護に関すること。</u> (23) <u>その他他の所管に属しないこと。</u> 2 <u>経済部</u> (1) <u>観光振興及び観光施設に関すること。</u> (2) <u>自然公園に関すること。</u> (3) <u>イベントに関すること。</u> (4) <u>地域活性化対策に関すること。</u> (5) <u>水産業に関すること。</u> (6) <u>商工業に関すること。</u> (7) <u>労働及び消費者行政に関すること。</u> (8) <u>農業、林業及び畜産業に関すること。</u> (9) <u>道路、河川その他土木に関すること。</u> (10) <u>住宅に関すること。</u>	(11) <u>財政に関すること。</u> (12) <u>戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。</u> (13) <u>防犯、交通安全対策に関すること。</u> (14) <u>自治振興に関すること。</u> (15) <u>国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。</u> (16) <u>介護保険に関すること。</u> (17) <u>高齢者福祉及び在宅介護に関すること。</u> (18) <u>社会福祉に関すること。</u> (19) <u>児童福祉に関すること。</u> (20) <u>保健衛生、健康管理及び母子保健に関すること。</u> 2 <u>経済部</u> (1) <u>観光振興及び観光施設に関すること。</u> (2) <u>自然公園に関すること。</u> (3) <u>イベントに関すること。</u> (4) <u>定住対策に関すること。</u> (5) <u>地域活性化対策に関すること。</u> (6) <u>水産業に関すること。</u> (7) <u>商工業に関すること。</u> (8) <u>労働福祉及び消費者行政に関すること。</u> (9) <u>道路、河川及び橋りょうに関すること。</u> (10) <u>公営住宅に関すること。</u>
--	--

<u>(11) 公共施設の建築及び営繕に関すること。</u> <u>(12) 都市計画及び土地利用計画に関すること。</u> <u>(13) 環境整備に関すること。</u> <u>(14) 公害防止及び廃棄物対策に関すること。</u> <u>(15) 環境及び衛生に関すること。</u> <u>(16) 水道、簡易水道並びに公共下水道事業及び施設に関すること。</u> <u>(17) ジオパークの推進に関すること。</u>	<u>(11) 公共施設の建築及び営繕に関すること。</u> <u>(12) 都市計画及び土地利用計画に関すること。</u> <u>(13) 環境整備に関すること。</u> <u>(14) 公害防止及び廃棄物対策に関すること。</u> <u>(15) 環境の保全及び推進に関すること。</u> <u>(16) 公共下水道事業及び公共下水道施設に関すること。</u> <u>(17) 簡易水道事業及び簡易水道施設に関すること。</u> <u>(18) ジオパークの推進に関すること。</u> <u>3. 洞爺総合支所</u> <u>(1) 庶務に関すること。</u> <u>(2) 洞爺地域の振興に関すること。</u> <u>(3) 農業、林業及び畜産業に関すること。</u>
---	---

洞爺湖町出張所設置条例新旧対照表（第2条関係）

洞爺湖町支所及び出張所設置条例

(支所の名称、位置及び所管区域)

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
洞爺湖町洞爺総合支所	虻田郡洞爺湖町洞爺町132番地1	洞爺地区

(出張所の名称、位置及び所管区域)

第3条 略

(委任)

第4条 略

洞爺湖町出張所設置条例

(出張所の名称、位置及び所管区域)

第2条 略

(委任)

第3条 略

洞爺湖町職員定数条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 議会の事務部局の職員 3人 (2) 町長の事務部局の職員 <u>146人</u> (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人 (4) 監査委員の事務部局の職員 1人 (5) 農業委員会の事務部局の職員 2人 (6) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育関係の職員 <u>30人</u> <u>(7) 公営企業職員 10人</u> 合計 194人 2及び3 略	（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 議会の事務部局の職員 3人 (2) 町長の事務部局の職員 <u>110人</u> (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人 (4) 監査委員の事務部局の職員 1人 (5) 農業委員会の事務部局の職員 2人 (6) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育関係の職員 <u>70人</u> <u>(7) 水道事業の企業職員 6人</u> 合計 194人 2及び3 略

洞爺湖町学校給食センター条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
<u>（職員）</u> 第4条 <u>給食センターに必要な職員を置く。</u>	<u>（職員）</u> 第4条 <u>学校給食センターに所長及び給食センターにその他必要な職員を置く。</u>

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（第 5 条関係）

改 正 案	現 行																		
(委任) <u>第 5 条</u> 略 別表第 1（第 4 条関係）	<u>(特定個人情報の提供)</u> <u>第 5 条</u> 法第 19 条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる情報照会機関が、同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 (委任) <u>第 6 条</u> 略 別表第 1（第 4 条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td><td>洞爺湖町<u>子ども</u>医療費助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 96 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 90 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>町長</u></td><td><u>洞爺湖町移住定住のための子育て応援住宅条例（平成 28 年洞爺湖町条例第 24 号）による子育て応援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	町長	洞爺湖町 <u>子ども</u> 医療費助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 96 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 90 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	略	<u>町長</u>	<u>洞爺湖町移住定住のための子育て応援住宅条例（平成 28 年洞爺湖町条例第 24 号）による子育て応援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td><td>洞爺湖町<u>乳幼児等</u>医療費助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 96 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>町長</td><td>洞爺湖町重度心身<u>障害者</u>及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 90 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	町長	洞爺湖町 <u>乳幼児等</u> 医療費助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 96 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	洞爺湖町重度心身 <u>障害者</u> 及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 90 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	略
機関	事務																		
町長	洞爺湖町 <u>子ども</u> 医療費助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 96 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの																		
町長	洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 90 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの																		
略	略																		
<u>町長</u>	<u>洞爺湖町移住定住のための子育て応援住宅条例（平成 28 年洞爺湖町条例第 24 号）による子育て応援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>																		
機関	事務																		
町長	洞爺湖町 <u>乳幼児等</u> 医療費助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 96 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの																		
町長	洞爺湖町重度心身 <u>障害者</u> 及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 90 号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの																		
略	略																		

町長	洞爺湖町定住促進住宅条例（平成２８年洞爺湖町条例第２７号）による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----	---

別表第２（第４条関係）

機関	事務	特定個人情報
町長	洞爺湖町子ども医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
		略
		略
		洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「 <u>重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
		児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による障がい児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）によ

別表第２（第４条関係）

機関	事務	特定個人情報
町長	洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
		略
		略
		洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「 <u>重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		略
		児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による

		る精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう<u>知的障がい者</u>に関する情報（以下「<u>障がい者関係情報</u>」という。）であって規則で定めるもの 洞爺湖町<u>子ども</u>医療費助成に関する条例による<u>子ども</u>に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの			精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう<u>知的障害者</u>に関する情報（以下「<u>障害者関係情報</u>」という。）であって規則で定めるもの 洞爺湖町<u>乳幼児等</u>医療費助成に関する条例による<u>乳幼児等</u>に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町単独住宅条例による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は <u>障がい者</u> 関係情報であって規則で定めるもの	町長	洞爺湖町単独住宅条例による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は <u>障害者</u> 関係情報であって規則で定めるもの
町長	洞爺湖町移住定住のための子育て応援住宅条例による子育て応援住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの			
町長	洞爺湖町定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの			

	別表第3（第5条関係）			
	<u>情報照会機関</u>	<u>事務</u>	<u>情報提供機関</u>	<u>特定個人情報</u>
	<u>教育委員会</u>	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育、保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>町長</u>	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>教育委員会</u>	<u>児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>町長</u>	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u>

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 1 及び 2 略 (洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正) 3 洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第90号)の一部を次のように改正する。 (中略) 第4条中「満15歳」を「<u>満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日</u>」に改める。	附 則 1 及び 2 略 (洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正) 3 洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第90号)の一部を次のように改正する。 (中略) 第4条中「満15歳」を「<u>満18歳</u>」に改める。

財産の取得について

1. 取得物品 除雪ドーザ11t級車輪式、
マルチプラウ・簡易着脱装置付
2. 車輛概要
 - 【車 体】 (機 関) 形式 水冷、ディーゼル機関、直接噴射式
アフタークーラ付ターボ
最高出力 90.0kw 以上
(駆動方式) 形式 総輪駆動式
(タイヤ) スノータイヤ
 - 【除雪装置】
(プラウ) (型 式) 油圧式マルチプラウ形
(構 造) 鋼板円筒曲面構造、平形刃先
 - 【仕 様】 前面熱線入り合わせガラス、後面熱線入り強化ガラス、
走行振動安定装置、スノーバケット
運行記録計、タイヤチェーン、バックカメラ
リアフェンダー、エアサスペンションシート、
ディファレンシャルロック、バックブザー
後部標識版(除雪車)、非常用信号具、アンダーミラー
標準附属工具、取扱説明書、部品表、履歴簿
 - 【照明装置類】 前部霧灯又は前方作業灯(LED)
後方作業灯、LED散光式黄色灯
3. 取得価格 20,895,816円
(うち消費税及び地方消費税の額1,898,816円)
4. 取得方法 指名競争入札(3社)
入 札 日 令和5年4月27日
仮契約日 令和5年5月 2日
5. 取 得 先 苫小牧市新明町4丁目1番1号
日本キャタピラー合同会社 苫小牧営業所
所 長 角 田 基 範
6. 納 車 期 限 令和6年 3月22日
7. 財 源 措 置 社会資本整備総合交付金(雪寒機械更新事業)
9,491,000円
雪寒機械整備事業債(過疎債)
9,600,000円
一般財源
1,804,816円

除雪ドーザ 11 t 級 (参考図)

単位 : mm

